

平成 24 年 7 月 12 日

日本カトリック司教協議会会長
大司教 池長潤 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
国際捜査管理官

警視長 白川 靖浩

御連絡

先般いただきました国家公安委員会委員長及び警察庁長官あての要請書につきまして、担当責任者である私から御連絡申し上げます。

今回の要請を受けまして、松原国家公安委員会委員長とも相談の上、警察庁において検討し、全国警察に対し、別添を内容とする通達を発出しましたのでお知らせいたします。

警察庁としましては、今後とも、信教の自由を始めとした憲法で保障された基本的人権を尊重した警察活動を全国警察に対して徹底してまいりたいと考えております。

警察庁から全国警察に発出した通達の要旨

基本的人権に留意した適切な警察活動の推進について

先般、神奈川県において、宗教施設の敷地内にいた不法滞在容疑の外国人男性に対し質問を実施するため、現場警察官の判断で、管理者の了解を得ずに立ち入り、その後これに気がついた同施設管理者からの退去の求めに応じず、同男性を現行犯逮捕するに至る不適正事案が発生し、神奈川県警察は同施設の管理者側に陳謝した。

そもそも職務執行に当たっての施設への立入りは、法令に従って行わなければならない。また、現場における警察活動には様々なものがあり、いずれも信教の自由を始めとする基本的人権の尊重を旨として行わなければならぬ。

各都道府県警察にあっては、今回のような事案を再び惹起することのないよう上記の趣旨を職員に指導・教養するとともに、特に、現場の警察活動を指揮する幹部に対し、この点に留意した適切な警察活動が行われるよう、的確な指揮に当たらせられたい。